

だい かいけいかくけんとうぶかいしりょう 第3回計画検討部会資料	
れいわ ねん がつ にち 令和2年9月4日	しりょう 資料2

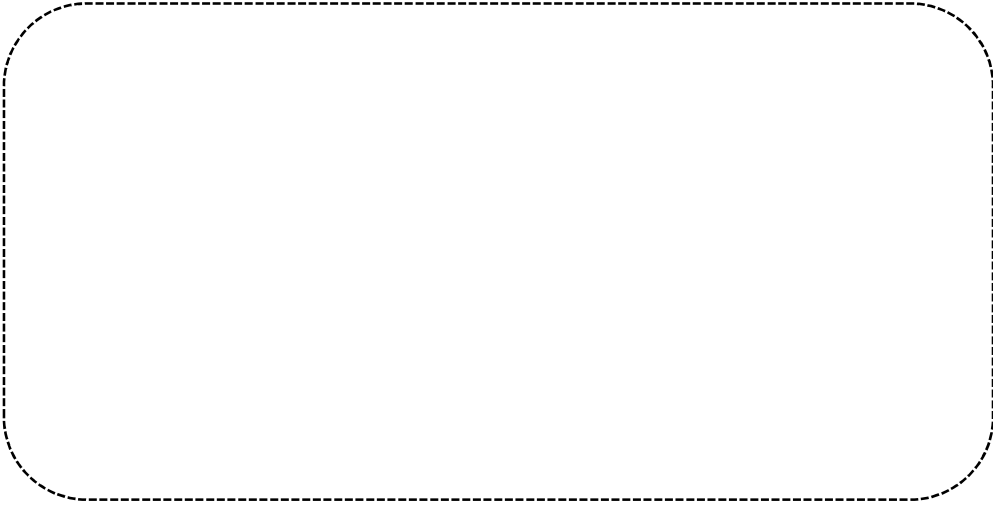
そあん (素案)

しょう しょう しゃぶらん
～さっぽろ障がい者プラン2018～

しょう ふくしけいかく だい き
障がい福祉計画(第6期)

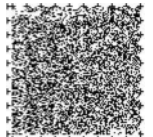
しょう じふくしけいかく だい き
障がい児福祉計画(第2期)

れいわ ねん ねんど
令和3年～5年度



さっぽろし
札幌市

れいわ ねん ねん がつ
令和3年(2021年)3月

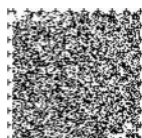


はじめに

しちょうあいさつぶん けいさいよてい
市長挨拶文 掲載予定

れいわ ねん (2021 年) 3 月
令和 3 年 (2021 年) 3 月

さっぽろしちょう あきもと かつひろ
札幌市長 秋元 克広

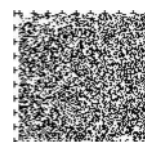


だい しょう けいかく さくてい
第1章 計画の策定にあたって

1	さくてい しゆし 策定の趣旨	1
2	さくてい こんきよ 策定の根拠	1
3	けいかく きかん 計画期間	2
4	けいかく いち 計画の位置づけ	2
5	しょう しょう しゃぶらん がいよう さっぽろ 障がい者プラン2018 の概要	3
(1)	ぶらん いち プランの位置づけ	3
(2)	ぶらん けいかく きかん プランの計画期間	3
(3)	ぶらん かんれん おも けいかく プランに関連する主な計画	4
(4)	ぶらん たいけい プランの体系	6

だい しょう けいかく さくてい はいけい
第2章 計画策定の背景

1	しょう しゃふくし くに どうこう 障がい者福祉をめぐる国の動向	13
2	さっぽろし げんじょう 札幌市の現状	15
(1)	さっぽろし しさくてんかい 札幌市における施策展開	15
(2)	しょう かた じょうきょう 障がいのある方の状況	15
(3)	しょう べつ じょうきょう 障がい別の状況	17
(4)	しょう ふくし さーび すとうりようしやすう きゅうふひ すいい 障がい福祉サービス等利用者数・給付費の推移	20
3	れいわがねんどうさっぽろししょう じしゃじつたいちょうさけっか がいよう 令和元年度札幌市障がい児者実態調査結果（概要）	22
(1)	ちょうさ がいよう 調査の概要	22
(2)	ちょうさけっか 調査結果	23
4	めざ きょうせいしゃかい む しょう しゃしきく してん 目指すべき共生社会に向けて ～障がい者施策の視点から～	28

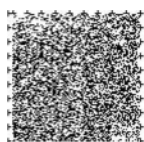


だい 第3章	しょう けいかく たいけい 計画の体系	
1	きほんりねん けいかくもくひょう 基本理念・計画目標	30
2	ねんど せいかもくひょう 2023年度の成果目標	31

だい 第4章	しょう しょう ふくしきサービス しゅるい さーびすりょうみこ 障がい福祉サービス等の種類ごとのサービス量見込み	
1	ほうもんけいさーびす 訪問系サービス	44
2	にっちゅうかつどうけいさーびす 日中活動系サービス	46
3	きょじゅうけいさーびすと 居住系サービス等	50
4	そうだんしえんさーびす 相談支援サービス	52
5	しょう じしえんさーびす 障がい児支援サービス	53
6	はったつしょう しゃしえん 発達障がい者支援	56
7	せいしんしょう たいおう ちいきほうかけあしすてむ こうちく 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	58
8	そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうかどう 相談支援体制の充実・強化等	59
9	しょう ふくしきサービス 障がい福祉サービス等の質の向上	60
10	ちいきせいかつしえんじぎょうとう さーびす 地域生活支援事業等のサービス	62
11	た しゃかいさんか かが しえん その他の社会参加に係る支援	76
12	さーびすみこみりょうとうかくほ おも ほうさく サービス見込量等確保のための主な方策	77

だい
第5章 けいかく すいしんたいせい
計画の推進体制

だい 第6章	しょう しりょうへん 資料編	
1	ようごしゅう 用語集	
2	けいかくさくてい けいい 計画策定の経緯	



だい しょう けいかく さくてい 第 1 章 計画の策定にあたって

1 さくてい しゅし 策定の趣旨

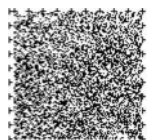
さっぽろし げんざい きょうせいしゃかい じつげん きほんりねん
札幌市では、現在、「共生社会の実現」を基本理念とする「さっぽろ障がい者プラン
2018」（以下、「プラン」という。）に基づき、障がい者計画によって施策の方向性を
さだめるとともに、障がい福祉計画（第 5 期）及び障がい児福祉計画（第 1 期）によ
り障がい福祉サービス等の提供体制の確保を図っているところです。

ぶらん さくていご くに おいては、しゃかい ばりあ（しゃかいせき）の除去に向けた取組が
すいしん しょう かのた しゃかいさん か そくしん しょうがいしゃぶんかげいじゆつ
推進されるとともに、障がいのある方の社会参加の促進のため、障害者文化芸術
かつどうすいしんほう しかくしょうがいしゃとうどくしょかんきょうせいびすいしんほう しょう
活動推進法や視覚障害者等読書環境整備推進法が施行されました。また、障がいの
ある方が自らの望む生活が地域で営めるよう、生活と就労に関する支援の充実や
たようか に ー ず こま たいおう しょう かくじゅうとう さーびす しつ かくほ
多様化するニーズにきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保
および向上を図るための環境整備も進められるなど、障がいのある方を取り巻く環
境は変化し続けています。

けいかくきかん しゅりょう ともな さくせい さっぽろししょう ふくしけいかく だい き およ さっぽろししょう
計画期間の終了に伴い作成する札幌市障がい福祉計画（第 6 期）及び札幌市障
がい児福祉計画（第 2 期）においては、こうした社会背景や国の計画に示される新た
な方向性に対応し、今後の札幌市における障がい福祉サービス等の更なる充実を図
ってまいります。

2 さくてい こんきよ 策定の根拠

さっぽろししょう ふくしけいかく だい き およ さっぽろししょう じふくしけいかく だい き
札幌市障がい福祉計画（第 6 期）及び札幌市障がい児福祉計画（第 2 期）は、
しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しょう
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者
そうごうしえんほう だい じょうだい こう およ じどうふくしほう だい じょう だい こう もと
総合支援法」という。）（第 88 条 第 1 項）及び児童福祉法（第 33 条の 19 第 1 項）に基
づく「市町村障害（児）福祉計画」にあたります。



くに さだ しょうがいふくしき サービス すとのおよ しょうがいじつうしよしえんとう えんかつ じっし かくほ
国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保する
ための基本的な指針」(以下「国の基本指針」という。)では、市町村が、令和3年度
から令和5年度までの「市町村障害(児)福祉計画」を作成することとされています。

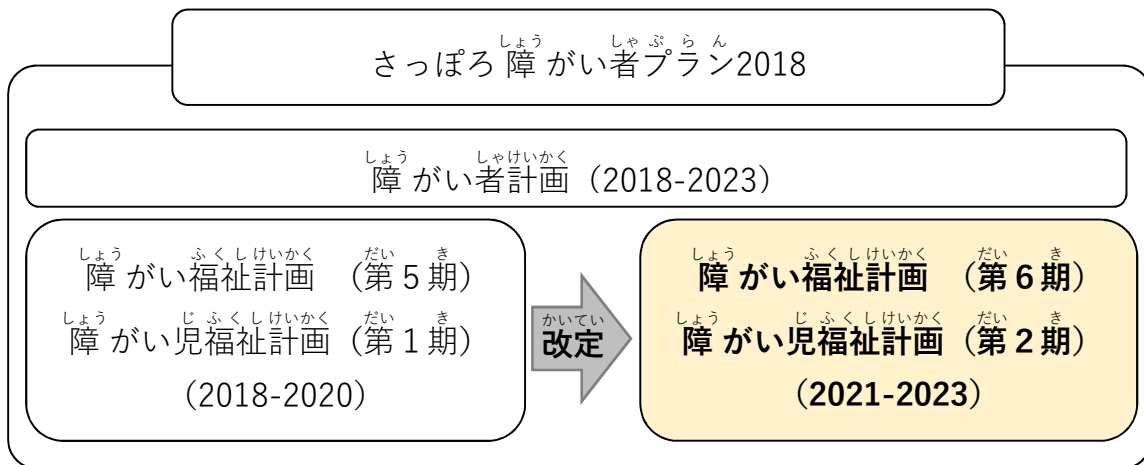
3 けいかくきかん 計画期間

2021年(令和3年)から2023年(令和5年)までの3年間とします。

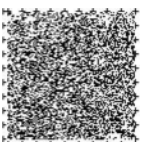
4 けいかく いち 計画の位置づけ

さっぽろし しょう しょうがいふくしき サービス およ しょう じつうしよしえんとう かが ていきょうたいせい かくほうとう
札幌市の障害児福祉サービス及び障害児通所支援等に係る提供体制の確保等
を総合的かつ計画的に進めるための計画です。2018年(平成30年)3月に策定した障
がい者計画¹とともに、さっぽろしょうがい者ぷらん2018を構成しています。

【図1】 けいかく こうせい 計画の構成



¹ しょうがいしゃきほんほう もと しょうそんしょうがいしゃけいかく さっぽろし しょう しゃ かん きほんてき
1 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」。札幌市の障害児に関する基本的な
しやく さだ
施策を定めている。

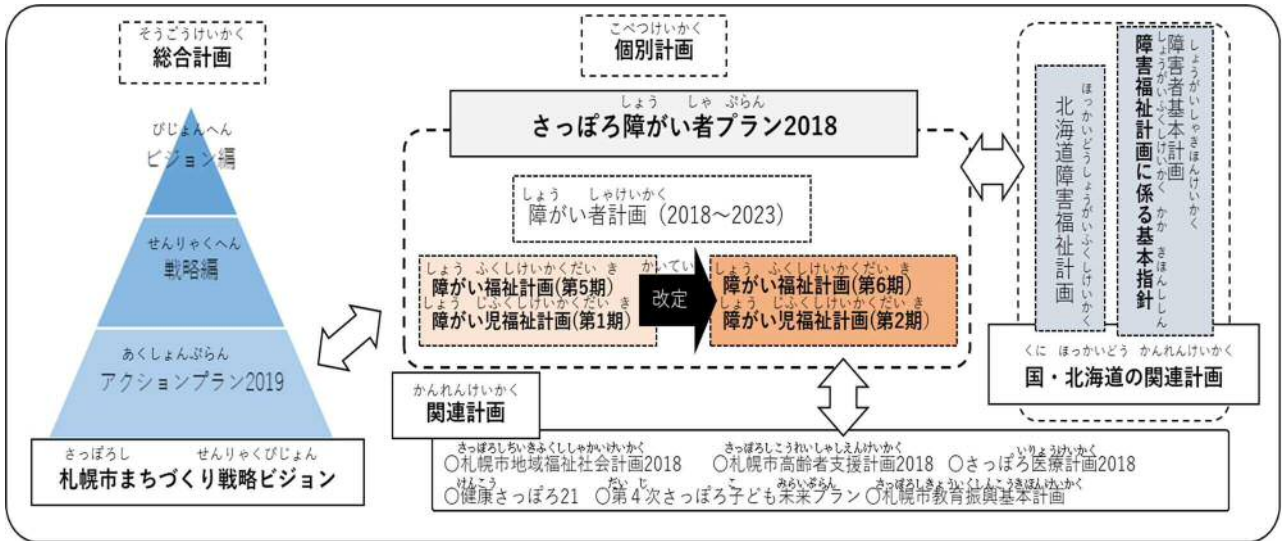


5 さっぽろ障がい者プラン2018の概要

(1) プランの位置づけ

札幌市のまちづくりの基本指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を上位計画とする障がい福祉施策に関する部門別計画。国・北海道・札幌市が定める関連計画と整合を図り策定しています。

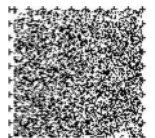
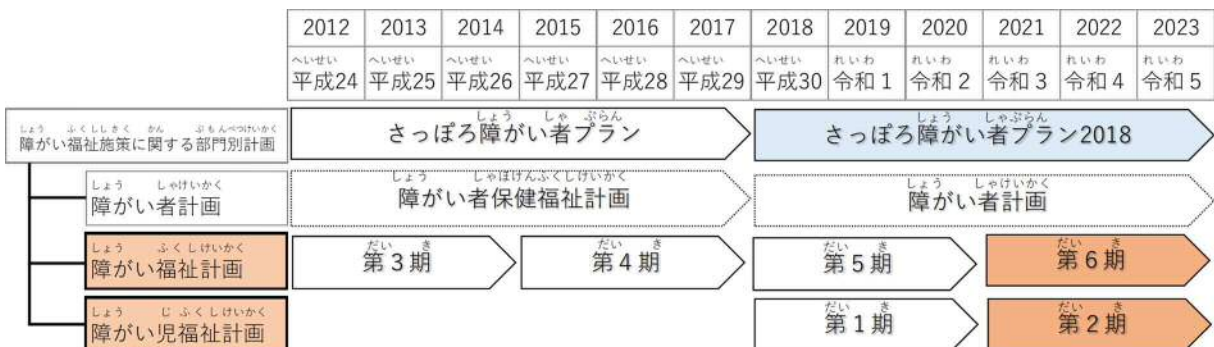
【図2】他計画との関係イメージ



(2) プランの計画期間

2018年（平成30年）から2023年（令和5年）までの6年間

【図3】計画期間



(3) プランに関連する主な計画

しょうしこうれいか かくかぞくか しんこうとう ちいきしゃかい と ま かんきょう おお か
少子高齢化や核家族化の進行等、地域社会を取り巻く環境は大きく変わり、
しみん たよう に ー ず ふくぎつか かだい たい ほうかつき たいおう もと
市民の多様なニーズや複雑化した課題に対し包括的な対応が求められています。
ほけんふくしかんけい かくけいかく さくてい すいしん あ かくけいかく せい か しひょう しんちよく
保健福祉関係の各計画の策定や推進に当たっては、各計画の成果指標や進捗
じょうきょう きょうゆう きょうぎ しさく てんかい さっぽろしほけんふくししさく
状況を共有・協議しながら施策を展開するとともに、「札幌市保健福祉施策
そうごうすいしんほんぶ いったいてき けんとう ちょうせい
総合推進本部²」にて一体的に検討・調整することとしています。

■札幌市地域福祉社会計画2018

さっぽろしちいきふくししゃかいけいかく
幅広い市民の主体的な参加と、事業者、行政等の協働により、地域福祉に関連する
とりくみ すす ささ あ す な ちいき あんしん く つづ
取組を進めることで、「みんなで支え合い住み慣れた地域で安心して暮らし続けら
れるまちさっぽろ」を実現することを目的として策定したものです。

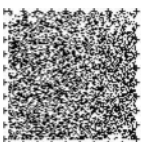
■札幌市高齢者支援計画2018

さっぽろしこうれいしゃしえんけいかく
だんかいせだいすべ さいいじょう ねん む ちいきほうかつけ あたいせい ちゃくじつ
団塊世代全てが75歳以上となる2025年に向けて地域包括ケア体制の着実な
こうちく む とりくみ さだ こうれいしゃほけんふくしけいかく かいごほけんじぎょうけいかく こんご
構築に向けた取組を定める「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と、今後
こうれいしゃ しゃかいさんかしえん とりくみ ほうこうせい しめ きほんほうしん いったいてき さくてい
の高齢者の社会参加支援の取組の方向性を示す基本方針を一体的に策定した
ものです。

■さっぽろ医療計画2018

しみん しょうがい とお けんこう あんしん く しゃかい じつげん む ざいたくいりょう
市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向け、在宅医療
たいせい きょうか いりょう かん てきせつ じょうほうていきょう おこな いりょう ほけんしすてむ
体制の強化や医療に関する適切な情報提供を行うなど医療・保健システム
かくりつ きほんりねん さくてい
の確立を基本理念として策定したものです。

² さっぽろし ほけんふくししさく そうごうてき こうかてき すいしん さっぽろしな内部 もう
札幌市における保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進するために、札幌市内部に設けられ
た委員会。



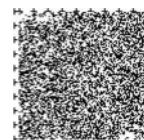
【図 4】 上記 3 計画との関係イメージ



【障害者基本法による“障害者”の定義】

障害者基本法第 2 条で“障害者”は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされています。

2013年（平成25年）4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等を追加し、障がい福祉サービス等の対象としました。



(4) プランの体系

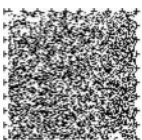
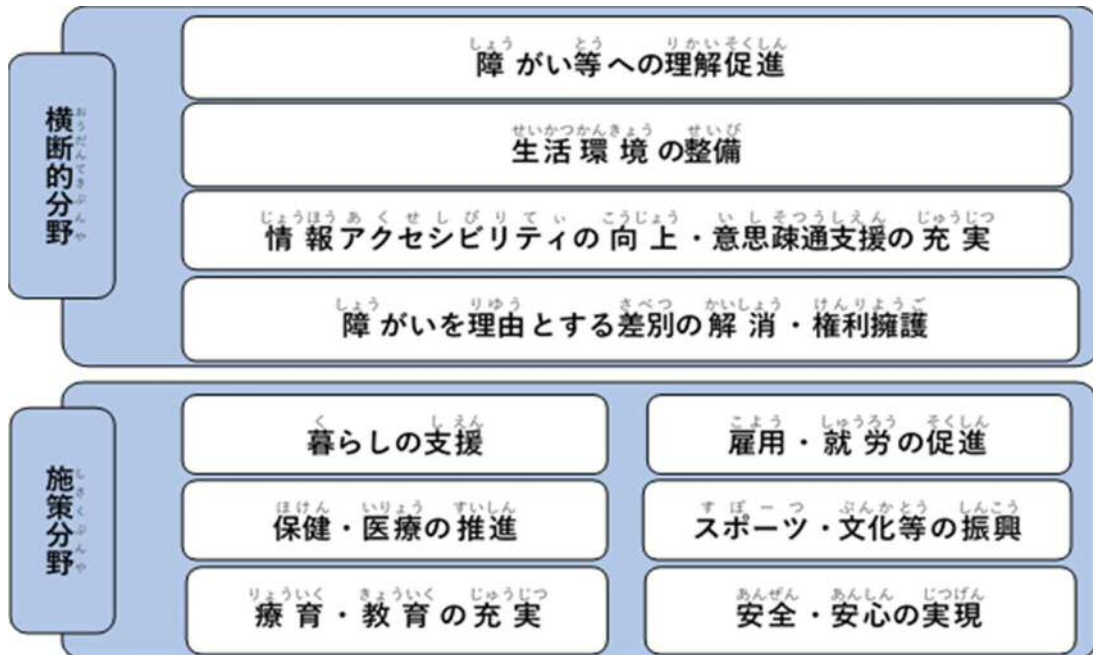
■ 基本理念

障がいのある人もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

■ 計画目標

- 1 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 2 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 3 施設、病院から地域への移行推進と地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- 4 市民、事業者、行政などの連携強化による地域の福祉力の向上
- 5 障がいのある子どもへの支援
- 6 障がいを理由とする差別の解消

■ 施策 (※ 障がい者計画)



ぶんや きほんしさく しょう しゃけいかく
■分野ごとの基本施策（※障がい者計画）

おうだんてきぶんや しょう どう りかいそくしん
【横断的分野1 障がい等への理解促進】

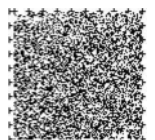
きほんほうしん 基本方針	
きほんほうしん 1	しょう ひと ひと しみんだれ たが じんかく こせい そんちょう 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重 し支え合う「共生社会」の理念の普及を図ります。
きほんほうしん 2	しみん きぎょう じしゆてき ふくしかつどう しえん りかいそくしん はか 市民や企業の自主的な福祉活動を支援し、理解促進を図ります。
きほんしさく 基本施策	
きほんしさく 1	けいはつ こうほうかつどう ふくしきょういく すいしん 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
きほんしさく 2	こうきょうさーび すじゆうじしゃ きぎょう がっこう たい りかいそくしん 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進
きほんしさく 3	ぼらんてい あかつどう しゃかいこうけんかつどう しえん ボランティア活動・社会貢献活動への支援

おうだんてきぶんや せいかつかんきょう せいび
【横断的分野2 生活環境の整備】

きほんほうしん 基本方針	
きほんほうしん 1	すべ しみん あんしん かいてき く すす 全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。
きほんしさく 基本施策	
きほんしさく 1	ばりあふりー もと すいしん バリアフリーに基づくまちづくりの推進
きほんしさく 2	す かくほ 住まいの確保

おうだんてきぶんや じょうほうあくせしびりてい こうじょう いしそつうしえん じゅうじつ
【横断的分野3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実】

きほんほうしん 基本方針	
きほんほうしん 1	しょう とくせい おう こみゆにけーしょん しゆだん りかい りよう そくしん 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解と利用を促進 し、障がいのある人が情報を取得したり、コミュニケーションしや かんきょう すす すい環境づくりを進めます。
きほんほうしん 2	しょう ひと じょうほうつうしんぎじゆつ りようおよ かつよう きかい かくだい はか 障がいのある人の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図 り、情報アクセシビリティの向上につなげます。



基本施策	
基本施策 1	障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進
基本施策 2	障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進
基本施策 3	障がいに配慮した市政情報の提供
基本施策 4	情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

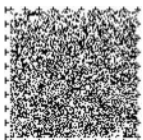
【横断的分野 4 障がいを理由とする差別の解消・権利擁護】

基本方針	
基本方針 1	障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供の推進に取り組みます。
基本方針 2	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づく障がい者虐待の防止等、障がいのある人の権利擁護を進めます。

基本施策	
基本施策 1	障がいを理由とする差別の解消の推進
基本施策 2	行政サービス等における合理的配慮の提供及び合理的配慮を受けやすくする環境の整備
基本施策 3	権利擁護等の推進
基本施策 4	障がい児・者虐待防止の推進

【施策分野 1 暮らしの支援】

基本方針	
基本方針 1	障がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々のニーズに対応した支援体制の整備と、サービス提供基盤の一層の充実を図ります。
基本方針 2	障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関、事業者、ボランティア等の地域の社会資源の活用により、



	らいふすてーじ おう き め そうだんしえん さーびす ていきょうたいせい ライフステージに応じた切れ目のない相談支援・サービス提供体制 の充実を図ります。
基本施策	
基本施策 1	ここに ー ず たいおう しえんたいせい さーびす ていきょうきばん せいび 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
基本施策 2	しせつにゆうしよしゃ せいしんかびょういんにゆういんかんじゃ ちいきせいかつ いこうすいしん 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
基本施策 3	ふくしやうぐ ふきゅうそくしん りやうしえん 福祉用具などの普及促進・利用支援
基本施策 4	ちいきふくし にな じんざいいくせい かくほ 地域福祉を担う人材育成・確保

しさをぶんや ほけん いりやう すいしん
【施策分野 2 保健・医療の推進】

基本方針	
基本方針 1	けんこう かくしゅけんさ かん ふきゅう けいはつ すいしん しょう げんいん 健康づくりや各種検査に関する普及・啓発を推進し、障がいの原因と なる疾病の予防や、障がいの早期発見に努め、適切な支援につなげま す。
基本方針 2	なんびやうかんじゃ ふく しょう ひと たい ほけん いりやうさーびす 難病患者を含む障がいのある人に対する保健・医療サービスの 充実を図り、地域生活を支援します。
基本施策	
基本施策 1	しょう げんいん しっぺい よぼうたいさく しょう そうきはっけん すいしん 障がいの原因となる疾病の予防対策や、障がいの早期発見の推進
基本施策 2	しょう たい てきせつ ほけん いりやうさーびす じゅうじつ 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
基本施策 3	せいしんほけん いりやう じゅうじつ 精神保健・医療の充実
基本施策 4	なんびやう かん ほけん いりやうしさを すいしん 難病に関する保健・医療施策の推進

しさをぶんや りやういく きやういく じゅうじつ
【施策分野 3 療育・教育の充実】

基本方針	
基本方針 1	ぼしほけん りやういく ほいく きやういく ふくし いりやう しゅうろうどう かんけいきかん れんけい 母子保健、療育、保育、教育、福祉、医療、就労等の関係機関の連携 の下、乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の充実を図り ます。
基本方針 2	しょう こ しょう じょうきやう おう てきせつ しえん 障がいのある子どもが、その障がいの状況に応じた適切な支援を

う 受けながら、しゃかい 社会から ひとり 孤立することなく、しゃかい 社会の ひとり 一員として つつ ささえ 包み支え
あ い、しょう 障がいのない 子どもとともに、す な 住み慣れた ちいき 地域で あんしん 安心して せいちょう 成長
して いける かんきょう 環境づくりを すいしん 推進します。

基本施策	
基本施策 1	ライフステージに応じた支援体制の充実
基本施策 2	療育の充実
基本施策 3	学校教育の充実
基本施策 4	成人期への移行支援

しさをぶんや
【施策分野 4 雇用・就労の促進】

基本方針	
基本方針 1	障がいのある人それぞれに合った就労支援を、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携して取り組み、支援の充実・強化を図ります。
基本方針 2	障がいのある人の一般就労への移行を推進し、雇用の定着を図るほか、福祉的就労への支援を充実し、工賃水準の向上を図ります。

基本施策	
基本施策 1	個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実
基本施策 2	雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）
基本施策 3	障がいのある人の一般就労の推進
基本施策 4	福祉的就労における工賃向上

しさをぶんや
【施策分野 5 スポーツ・文化等の振興】

基本方針	
基本方針 1	スポーツや文化芸術活動等を通じて、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会を提供し、障がいのある人に対する理解促進を図ります。
基本方針 2	障がい者スポーツ、障がい者の文化芸術活動を支援し、障がいの

<p>ある人の体力の増強や交流、余暇の充実を図ることで、心豊かな地域生活を支援します。</p>	
<p>基本施策</p>	
<p>基本施策 1</p>	<p>スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援</p>

【施策分野 6 安全・安心の実現】

<p>基本方針</p>	
<p>基本方針 1</p>	<p>障がいのある人が地域で安全・安心に生活することができるよう、防災対策や災害時における要配慮者対策を推進します。</p>
<p>基本方針 2</p>	<p>障がいのある人が地域で孤立しないよう、地域の共助による重層的な見守り体制を構築します。</p>
<p>基本施策</p>	
<p>基本施策 1</p>	<p>災害や雪に強いまちづくりの推進</p>
<p>基本施策 2</p>	<p>災害時における対応力の向上</p>
<p>基本施策 3</p>	<p>地域における見守り活動の推進</p>
<p>基本施策 4</p>	<p>消費者被害の防止</p>

えすでいじーず じぞくかのう かいはつもくひょう かんけいせい
「SDGs（持続可能な開発目標）との関係性」

けいさいよてい
を掲載予定

だい しょう けいかくさくてい はいけい
第2章 計画策定の背景

1 障がい者福祉をめぐる国の動向

■ 障がい者制度改革の動き

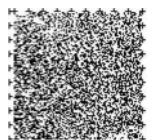
わが国では、2007年（平成19年）に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に署名して以降、国内の必要な制度改革が進められ、2011年（平成23年）には、障害者基本法が改正され、「日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずる」といういわゆる「社会モデル」に基づく「障がい者」の概念や「合理的配慮」の理念が盛り込まれました。

2013年（平成25年）4月に施行された障害者総合支援法では、改正障害者基本法の理念が掲げられるとともに、障がい福祉サービスの対象範囲に難病患者等も加わるなどの見直しが行われました。

また、同年6月、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、「障害者の雇用の推進に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正では雇用分野における障がいのある方への差別の禁止等が定められました。（ともに2016年（平成28年）4月施行。）

さらに、2016年（平成28年）6月には、障がいのある方の望む地域生活への支援の一層の充実や障がい児支援の多様化するニーズへのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を主な内容として障害者総合支援法及び児童福祉法が改正されました。（ともに2018年（平成30年）4月施行。）

その後、障がいのある方の社会参加の促進のため、2018年（平成30年）6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」が、2019年（令和元年）6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（視覚障害者等読書環境整備推進法）」が施行されているほか、就学前の障がい児の発達支援の無償化など、障がいのある子どもへの支援体制の強化が進められています。



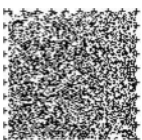
■ニーズの高度化・多様化

障がいのある方が地域で安心して生活していくことができるよう、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスを中心に、さまざまな取組を実施しているところですが、個々の障がいの程度や状況に応じたきめ細やかな支援、出生から学齢期、成人に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない支援などが求められています。

これらの高度化・多様化したニーズには、障害者総合支援法等による法定サービスのみでは対応が難しいため、就労支援型の地域活動支援センターの運営等、札幌市独自の取組も併せて実施するなど、障がい特性等に配慮したきめ細やかな支援の在り方について引き続き検討していく必要があります。

■地域の社会資源の活用

国における障がい者施策が大きく変わっていくなかで、障がいのある方のニーズに応じた質の高い支援を行っていくためには、行政による取組のほか、地域のボランティア、関係団体、事業者等の地域の多様な社会資源を活用するなど、障がいのある方を地域全体で支え合う体制づくりが必要です。



2 札幌市の現状

(1) 札幌市における施策展開

札幌市は、2003年（平成15年）3月、障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目的として、障がいのある方の生活全般に関わる施策を体系化し、基本的な方向性を示した「札幌市障害者保健福祉計画」を策定しました。

その後、2007年（平成19年）3月に、障がいのある方の地域生活への移行や、就労支援を一層推進し、誰もがいきいきと暮らせるような元気あふれる街づくりを進めるために、「札幌市障がい福祉計画（第1期）」を策定しました。

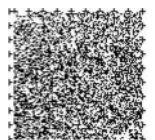
この2計画を、2012年（平成24年）3月に「さっぽろ障がい者プラン」として統合し、2015年（平成27年）3月の改定では、「安全・安心」「差別の解消・権利擁護」「行政サービスにおける配慮」の3分野を新設し、重点的に取り組んで行ってきたところです。

また、2016年（平成28年）4月の障害者差別解消法、2017年（平成29年）12月の「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」、2018年（平成30年）3月の「札幌市手話言語条例」などの施行や、国の第4次障害者基本計画等を踏まえ、2018年（平成30年）3月に「さっぽろ障がい者プラン2018」を策定しました。

(2) 障がいのある方の状況

札幌市発行の各種障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数の合計は、2019年度末時点で約13万2千人（札幌市の人口の約7%）、2016年度から約6千人増えています。

身体障害者手帳の所持者数は横ばいの傾向にありますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加の傾向にあります。【表1】



また、札幌市は、医療機関等の社会資源が多いこともあり、3手帳とも、市外からの転入者数が転出者数を上回る転入超過の傾向がみられます。【表 2】
こうした状況から、計画期間（2021~2023年）においては、引き続き障がいのある方の増加が予想されます。

【表 1】各障がい手帳所持者数等の推移

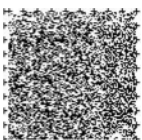
（3月末時点。ただし、札幌市の人口は4月1日時点。）（単位：人）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
札幌市の人口	1,946,407	1,949,947	1,953,883	1,958,408
手帳所持者全体	125,727	127,652	129,594	132,091
身体障がい	83,564	83,585	83,534	83,780
知的障がい	17,375	18,041	18,722	19,416
精神障がい	24,788	26,026	27,338	28,895

【表 2】各障がい手帳所持者数の転入・転出者数の推移

（各年度中）（単位：人）

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
手帳所持者全体	転入者数	1,294	1,331	1,290	1,466
	転出者数	769	700	761	778
身体障がい	転入者数	833	876	804	891
	転出者数	488	470	503	532
知的障がい	転入者数	177	174	205	225
	転出者数	173	160	152	172
精神障がい	転入者数	284	281	281	350
	転出者数	108	70	106	74



(3) 障がい別の状況

■身体障害者手帳

年齢別では、全体の7割以上を占める65歳以上の手帳所持者数が、年々増加していることがわかります。【表 3】

また、障がい状況別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。【表 4】

【表 3】身体障害者手帳所持者数の年齢別推移

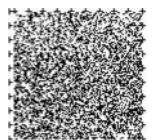
(3月末時点) (単位：人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
18歳未満	1,484	1,455	1,460	1,441
18歳以上65歳未満	22,387	21,911	21,435	21,132
65歳以上	59,693	60,219	60,639	61,207

【表 4】身体障害者手帳所持者数の障がい状況別推移

(3月末時点) (単位：人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
視覚障がい	4,424	4,394	4,402	4,439
聴覚・平衡機能障がい	5,278	5,263	5,269	5,296
音声・言語又はそしゃく機能障がい	833	832	860	863
肢体不自由	48,018	47,494	46,710	46,093
内部障がい	25,011	25,602	26,293	27,089
合計	83,564	83,585	83,534	83,780



りょういくてちょう
療育手帳

どの障がい程度においても増加の傾向にありますが、特にB-（軽度）の手帳所持者数が増えています。【表 5】

年齢別で見ると、18歳以上の所持者数は年々増加していますが、65歳以上の方の割合は少なく、2019年度は全体のおよそ6%弱（1,100人）となっています。【表 6】。療育手帳の増加は、以前に比べて知的障がいに対する認知度が高くなったことが、要因の一つと考えられます。

ひょう りょういくてちょうしよじしやすう しょう ていどべつすい
【表 5】療育手帳所持者数の障がい程度別推移

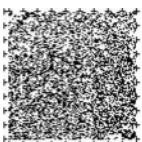
がつまつじてん たんに にん
(3月末時点) (単位：人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
A (重度)	5,788	5,870	5,974	6,083
B (中度)	3,836	3,943	4,032	4,108
B- (軽度)	7,751	8,228	8,716	9,225
合計	17,375	18,041	18,722	19,416

ひょう りょういくてちょうしよじしやすう ねんれいべつすい
【表 6】療育手帳所持者数の年齢別推移

がつまつじてん たんに にん
(3月末時点) (単位：人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
18歳未満	4,757	4,839	4,888	4,957
18歳以上	12,618	13,202	13,834	14,459 ※うち 65歳以上1,100



せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
■精神障害者保健福祉手帳

しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう しょう てちょうしょじしゃ
身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいの手帳所持者のうち、この4年間でもっとも増加しているのが、精神障がいです。【表7】のとおり、2016年度と2019年度を比較すると4千人以上増加していることがわかります。

ひょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう しょう ていどべつすい
【表7】精神障害者保健福祉手帳の障がい程度別推移

がつまつじてん たんに にん
(3月末時点) (単位:人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
1級	1,365	1,362	1,397	1,460
2級	13,079	13,500	13,981	14,484
3級	10,344	11,164	11,960	12,951
合計	24,788	26,026	27,338	28,895

きつぽろし なんびょうかんじゃすう とくていいりょうひ していなんびょう じゅきゅうしゃしょうしょじしゃすう
■札幌市の難病患者数(特定医療費(指定難病)受給者証所持者数)

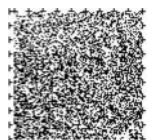
ねん へいせい ねん がつ しこう しょうがいしゃそうごうしえんほう しょう
2013年(平成25年)4月に施行された障害者総合支援法により、障がいのある方の範囲が拡大され、難病患者も障がい福祉サービス等を利用できるようになりました。

ねん れいわ ねん がつ にちげんざい しつぺい しょうがいふくしきーびすとう たいしょう
2020年(令和2年)4月1日現在、361疾病が障害福祉サービス等の対象に、333疾病が医療費助成の対象となっています。

ひょう とくていいりょうひ していなんびょう じゅきゅうしゃしょうしょじしゃすう
【表8】特定医療費(指定難病)受給者証所持者数

がつまつじてん たんに にん
(3月末時点) (単位:人)

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
21,564	20,661	21,177	21,865



(4) 障がい福祉サービス等利用者数・給付費の推移

【表 8】【表 9】のとおり、障がい福祉サービス等の利用者数・給付費は、ともに年々増加傾向にあります。

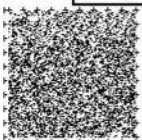
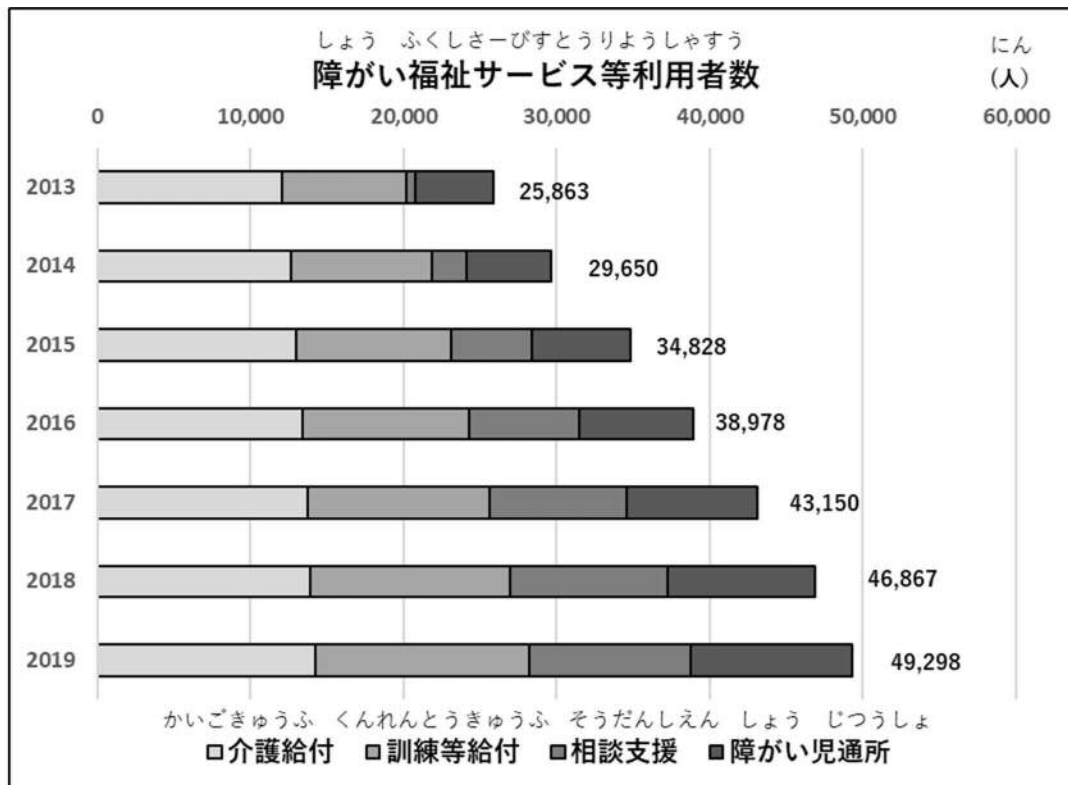
【表 8】 障がい福祉サービス等利用者数（延べ人数）の推移

(3月末時点) (単位：人)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
介護給付	13,427	13,779	13,909	14,212
訓練等給付	10,843	11,848	13,018	14,005
相談支援	7,205	8,956	10,330	10,588
障がい児通所	7,503	8,567	9,610	10,493
合計	38,978	43,150	46,867	49,298

※各年度3月利用実績。相談支援のうち地域移行支援・地域定着支援は年間利用人数。

【参考】 障がい福祉サービス等利用者数（延べ人数）の推移（2013→2019）

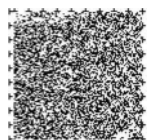
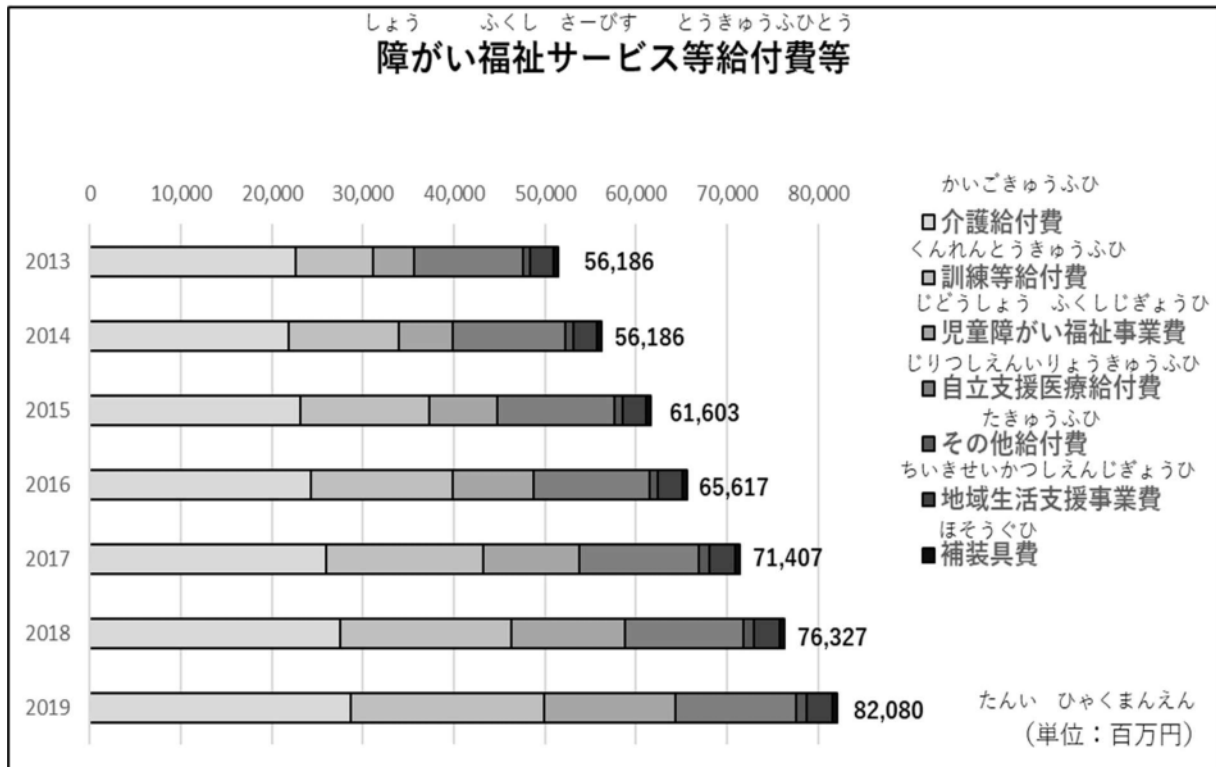


ひょう しょう ふくし さーび すとうきゅうふ ひとつ すい
【表 9】 障がい福祉サービス等 給付費等の推移

たんい ひやくまんえん
(単位：百万円)

	ねんど 2016年度	ねんど 2017年度	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度
かいごきゅうふひ 介護給付費	24,243	25,967	27,457	28,651
くんれんとうきゅうふひ 訓練等給付費	15,615	17,268	18,846	21,218
じどうしょう ふくしじぎょうひ 児童障がい福祉事業費	8,874	10,607	12,491	14,423
じりつしえんいりょうきゅうふひ 自立支援医療給付費	12,746	13,069	13,049	13,330
たきゅうふひ その他給付費	890	1,154	1,105	1,108
ちいせいかつしえんじぎょうひ 地域生活支援事業費	2,738	2,851	2,857	2,818
ほそうぐひ 補装具費	512	491	520	532
ごうけい 合計	65,617	71,407	76,327	82,080

さんこう しょう ふくし さーび すとうきゅうふ ひとつ すい
【参考】 障がい福祉サービス等 給付費等の推移 (2013→2019)



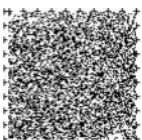
3 令和元年度札幌市障がい児者実態調査結果（概要）

(1) 調査の概要

札幌市の障がい福祉施策に係る今後の方向性を検討するために、障がいのあ
る方の生活実態や取り巻く課題等を把握し、本計画を策定する際の基礎資料と
することを目的として、2019年（令和元年）10月から12月までの期間において
実施しました。（調査基準日：令和元年9月1日）

この調査の対象者や回収結果は、下表のとおりです。

調査種別	調査方法	発送数	回収数	回収率
1. 障がい者調査	郵送調査	6,430	2,806	ばーせんと 43.6%
2. 障がい児調査	郵送調査	1,046	461	ばーせんと 44.1%
3. 市民意識調査	郵送調査	3,000	1,048	ばーせんと 34.9%
4. 企業意識調査	郵送調査	1,000	340	ばーせんと 34.0%
5. 事業所調査	郵送調査	1,400	866	ばーせんと 61.9%
6. 施設入所者調査	Email調査	30	20	ばーせんと 66.7%
7. 精神科病院入院患者調査	Email調査	37	15	ばーせんと 40.5%



(2) 調査結果

ぜんかい ねんど おこな どうちょうさ けっか ひかく さっぽろし とりくみ こうか
前回(2016年度)行った同調査の結果と比較し、札幌市の取組の効果について振り返ります。

■ 障がいのある方に対する市民理解

< 障がい者調査・障がい児調査 >

ぜんかいちょうさ しみんりかい
前回調査より、市民理解が「(まあまあ)深まっていると思う」と答えた方の割合が若干増えています。しかしながら、「まったく思わない」「あまり思わない」と答えた方のほうが上回る傾向は変わらず、障がいのある方に対する理解はまだ十分とはいえない結果となりました。

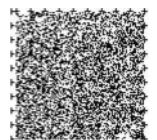
	障がい者調査		障がい児調査	
	2016年度	2019年度	2016年度	2019年度
深まっている・まあまあ深まっている	26.1	27.9	14.3	18.2
どちらともいえない	31.5	29.9	34.8	33.8
あまりそう思わない・まったく思わない	37.1	35.5	50.3	47.3

たんいぼーせんと
(単位：%)

< 市民意識調査 >

しょうがいしゃさべつかいしょうほう さっぽろし せいてい かくしゅじょうれい とりくみ し
障害者差別解消法や、札幌市において制定した各種条例や取組については「知らない」と答えた方が多く、引き続き普及啓発を図っていく必要があります。

	障害者差別解消法	札幌市障がい者 コミュニケーション条例	札幌市手話言語条例	心のバリアフリー	ヘルプマーク
内容も知っている	6.3%	2.5%	2.6%	11.5%	37.6%
聞いたことがある	24.7%	10.3%	7.5%	22.4%	22.3%
知らなかった	66.8%	81.8%	84.4%	60.7%	36.0%
無回答	2.2%	5.4%	5.5%	5.4%	4.1%



しょう ふくしき サービス
■ 障がい福祉サービスについて

しょう しょうしょうさ しょう じしょうさ
< 障がい者調査・障がい児調査 >

ぜんかいちょうさ りょう ないよう まんぞく わりあい ふ
前回調査よりも、量・内容ともに「(おおむね) 満足している」割合が増えま
したが、「(あまり) 満足していない」と感じる方も一定数存在しています。

また、サービスの質や事業所の対応について、ある程度満足していると感じて
いる方がいる一方で、前回調査より「(あまり) 満足していない」の割合が若干増加
しました。

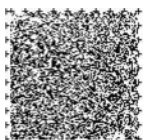
	サービスの量	障がい者調査		障がい児調査	
		ねんど 2016年度	ねんど 2019年度	ねんど 2016年度	ねんど 2019年度
りょう 量	(おおむね) 満足している	78.9	80.9	78.8	83.6
	(あまり) 満足してしない	14.6	14.1	19.1	15.7
ないよう 内容	(おおむね) 満足している	76.1	78.2	83.2	84.3
	(あまり) 満足してしない	14.6	16.3	13.9	15.3
しつ 質	(おおむね) 満足している	75.1	76.2	79.1	78.5
	(あまり) 満足してしない	15.2	17.3	11.1	13.7
じぎょうしょ たいおう 事業所の対応	(おおむね) 満足している	84.3	79.6	84.3	90.2
	(あまり) 満足してしない	11.8	15.1	11.8	9.8

(単位：たんい ばーせんと %)

じぎょうしょしょうさ
< 事業所調査 >

じぎょうしょ ぎょうむ えんかつ じっし ひつよう ひとで ふそく ひじょう
事業所が業務を円滑に実施するために必要な人手が「(やや) 不足している」「非常
に不足している」と回答した事業所が全体の7割を超えています。

しよくいんぶそく げんいん しよくいん さいよう こんなん こた じぎょうしょ わりい じょう こうよう
職員不足の原因として「職員の採用が困難」と答える事業所が6割以上、雇用
が困難な理由を「賃金が低い」「精神的な負担が大きい」と回答した割合がそれぞれ
4割程度となっています。

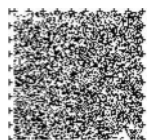
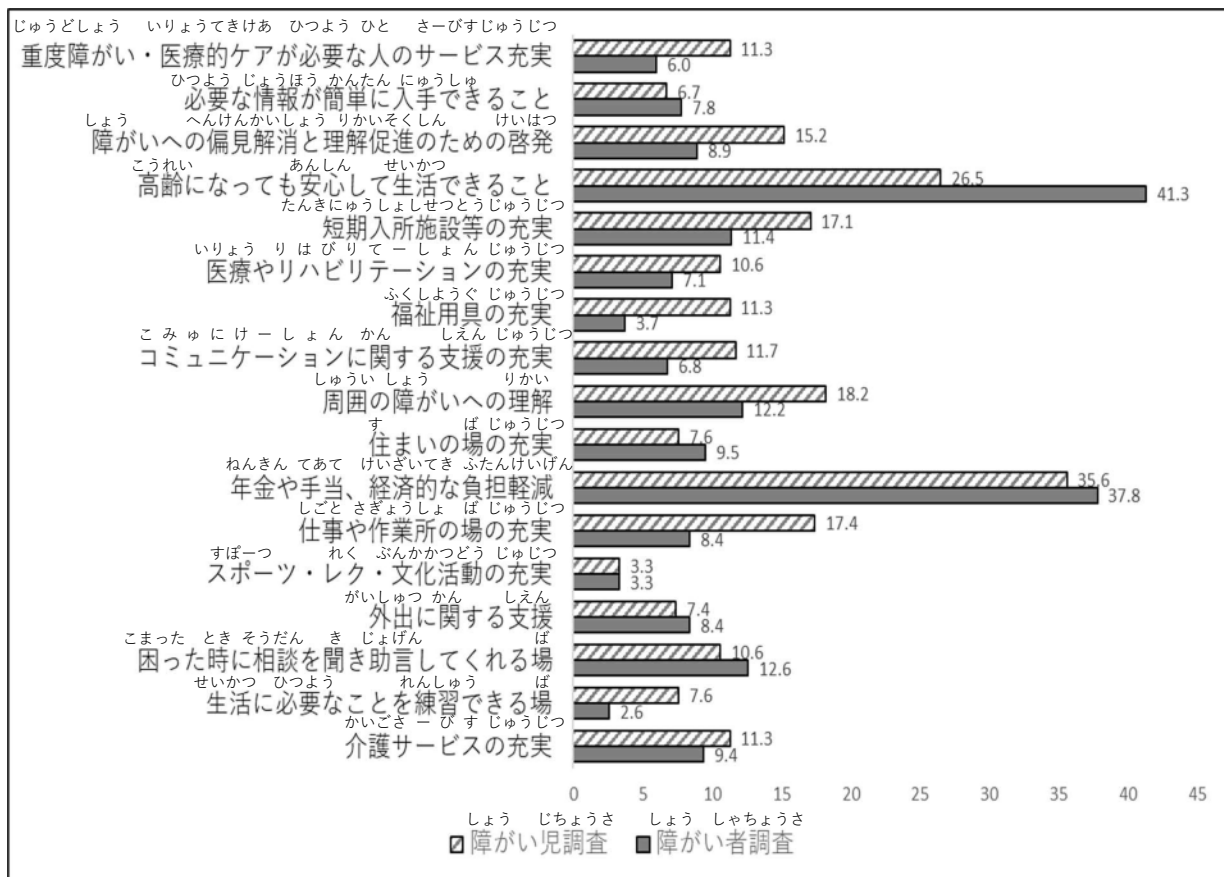


■ 障がいのある方が希望する生活のためにあればいいこと

< 障がい者調査・障がい児調査 >

前回調査に引き続き、高齢になった時の生活に不安を感じている方の割合が多い結果となりました。

	障がい者調査		障がい児調査	
	2016年度	2019年度	2016年度	2019年度
高齢になっても安心して生活できること	第1位	第1位	第1位	第2位
困った時に相談を聞き助言してくれる場	第2位	第3位	第1位	第12位
年金や手当、経済的な負担軽減	第3位	第2位	第4位	第1位
周囲の障がいへの理解	第6位	第5位	第3位	第3位



しせつにゆうしよしゃちようさ
＜施設入所者調査＞

ほんにん ちいきせいかつ ささ かんきようめん やかん きんきゆうじ しえん ふあん かん
本人の地域生活を支える環境面においては、夜間や緊急時の支援に不安を感じ
ているほか、いちどたいしよ さいにゆうしよ
一度退所すると再入所できないのではないかとすることに不安を感じ
ている方が多く、これらが退所に向けた問題点になっていることがうかがえます。
ほんにん じょうたいぞう じょうじ かいご みまも よう かた おお ざいしよきかん
ご本人の状態像としては、常時の介護や見守りを要する方が多く、在所期間が
ねんいじょう にゆうしよしゃ かぞく さぼーと きたい わりあい
20年以上の入所者については「ご家族からのサポートが期待できない」とする割合
が最も高くなっています。

ちいきいこう あ さーびす 提供 基盤 の一層の 充実 が必要 となっています。

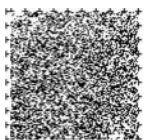
	たいしよ む ちいき もんだいてん 退所に向けての地域の問題点	わりあい ばーせんと 割合 (%)
だい い 第1位	やかん きんきゆうじ しえん じゅうぶん う ふあん 夜間や緊急時の支援を十分に受けることができないという不安がある	61.9
だい い 第2位	いちどたいしよ さいにゆうしよ ふあん 一度退所すると再入所できないのではないかと不安がある	39.4
だい い す 第3位	かくほ こんなん 住まいの確保が困難	35.8

	たいしよ む ほんにん もんだいてん 退所に向けてのご本人の問題点	わりあい ばーせんと 割合 (%)
だい い 第1位	かいご みまも とう しえん じょうじひつよう 介護や見守り等の支援が常時必要である	65.9
だい い 第2位	たいしよ ほんにん いし かくにん 退所したいかどうか、本人の意思が確認できない	51.1
だい い 第3位	たいしよ む いしき とぼ 退所に向けた意識が乏しい	39.8

せいしんかびょういんにゆういんかんじゃちようさ
＜精神科病院入院患者調査＞

たいいん しょうじょう ふあんてい りゆう もっと たか
退院ができない要因として、「症状が不安定」いう理由が最も高くなっていま
す。びょうじょう おさ かた いんないかんかい かいぜんけいこう ばあい たいいん いよく とぼ
病状が治まっている方（院内寛解あるいは改善傾向）の場合、「退院意欲が乏
しい」ことが、退院に向けた問題点になっています。

たいいんご ひつよう しえん ぜんかいちようさ どうよう ほうもんかんご さーびす
退院後に必要な支援としては、前回調査同様、「訪問看護サービス」とする
わりあい もっと たか
割合が最も高くなっています。



	たいいん よういん 退院ができない要因	わりあい ばーせんと 割合 (%)
だい い 第1位	びょうじょう ふあんてい 病状が不安定	51.6
だい い 第2位	げんじつにんしき とぼ 現実認識が乏しい	46.6
だい い 第3位	たいいん いやく とぼ 退院意欲が乏しい	28.4
だい い 第4位	びょうしき つういん ふくやく ちゅうだん よそう 病識がなく通院服薬の中断が予想される	27.4
だい い 第5位	かじ しょくじ せんたく きんせんかんり 家事（食事・洗濯・金銭管理など）ができない	26.4

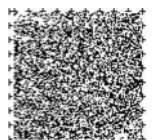
■ 就職の経緯（障がい手帳等種類別）

< 障がい者調査 >

身体障害者手帳をお持ちの方については、等級に関わらず「自分で探した」が最も多く、次いで「ハローワークを利用した」となっており、自立支援医療や特定医療費（指定難病）の受給者証をお持ちの方も同様の結果となっています。

療育手帳をお持ちの方については、学校や福祉的就労（就労移行支援事業所等）からの支援を受け就職につながっている傾向がみられました。

就職の経緯（単位：人）		ハローワーク	学校	就労移行支援等	相談支援事業所等	親族等の紹介	自分で探した	その他
身体	1・2級	26	1	4	1	17	47	28
	3・4級	24	3	2	1	17	55	21
	5・6級	8	0	1	0	6	16	7
療育	A（最重度・重度）	0	2	1	0	0	0	1
	B（中度）	5	16	12	1	6	2	4
	B-（軽度）	33	32	37	10	10	17	7
精神	1級	0	0	0	0	1	1	0
	2級	13	0	9	1	7	10	1
	3級	14	3	6	3	10	34	17
その他	自立支援医療（精神通院）	11	2	10	2	7	15	3
	指定難病・特定疾患医療	13	7	2	0	16	38	17



4 目指すべき共生社会に向けて ～障がい福祉施策の視点から～

2019年度に実施した障がい児者実態調査では、札幌市が目指すべき共生社会の具体的なイメージを構築するため、障がいをお持ちの方を含めた市民や企業のみならず、さまざまな意見を伺いました。

共生社会の実現のために必要と考える施策としては、「心のバリアフリー化の推進」「就労機会の充実」が、いずれの調査でも上位を占めています。

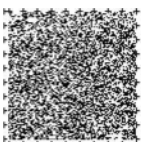
■ 共生社会の実現のために必要な施策（アンケート結果から）

	障がい者調査	障がい児調査	市民意識調査	企業調査
第1位	障がい福祉サービスの充実	就労機会の充実	就労機会の充実	就労機会の充実
第2位	心のバリアフリー化	心のバリアフリー化	心のバリアフリー化	心のバリアフリー化
第3位	就労機会の充実	インクルーシブ教育の充実	建築物・交通のバリアフリー化	建築物・交通のバリアフリー化

また、市内障がい関連団体を対象としたグループヒアリングにおいても、これらの施策に関連した意見は多く、障がいのある方に対する理解不足により生じる差別や偏見、就労の難しさなどを課題とする意見が挙げられています。

■ 共生社会のイメージ（障がい者団体へのヒアリング調査結果から）

	目指すべき共生社会像	共生社会実現に必要な施策
意識上のバリア	障がい個人の特性的ひとつとして認識され、その差異が理解されること（互いの理解）により差別や偏見が生じない社会、互いに支え合える社会	障がいへの理解促進や、障がいの有無にかかわらず共に育つ環境（インクルーシブ）、交流機会の創出等による心のバリアフリーの実現にむけた施策
制度的なバリア	障がいの有無によらず自立した生活を営むことができる社会	就労支援制度の拡充・改善や、一般就労機会の拡充など、就労に関連した施策
物理的／文化・情報面のバリア	障がいの有無によらず、自由に社会参加や生活を営むことができる社会	障がい福祉サービスの拡充 建物、交通機関といったハード面でのバリアフリーの推進施策 余暇活動支援、情報提供手法の拡充施策



z 障がい児者実態調査において、障がいのある方の約3割、障がいのある子どもの約5割が、何らかの差別経験があると答えています。

また、企業意識調査において障がい者雇用に関するハードルについて尋ねた設問では、「障がいのある方のことをそもそもよく分からないから雇用に踏み出せない」と回答した企業が6割弱ありました。障がいのある方の就労機会の充実を図るためには、正規雇用率の向上や待遇改善等はもとより、障がいのある方に対する企業側の理解のより一層の促進が必要といえます。

今回のアンケートに回答して下さった方の多くが、共生社会について、障がい等に対する理解が進み差別や偏見が生じない社会、就労をはじめ社会参加の機会が充実した社会というイメージを持っていることがうかがえます。心のバリアフリー化や社会参加の促進は、共生社会を推進する重要な要素であり、これら双方に係る課題として挙げられている障がいのある方に対する理解のより一層の促進が、札幌市の障がい福祉施策の継続的な課題といえます。

